

令和7年第4回那須烏山市議会9月定例会（第6日）

令和7年9月17日（水）

開議 午前10時00分

閉会 午後 0時22分

◎出席議員（15名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	中山五男	15番	高田悦男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	小原沢一幸
公共施設再編担当課長	関雅人
まちづくり課長	大鐘智夫
総務課長	平山茂樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	黒尾明美
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	小口正一
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	菊池章夫

上下水道課長	石 嶋 賢 一
学校教育課長	齋 藤 浩 文
生涯学習課長	塩野目 豊 一
代表監査委員	樋 山 隆

◎事務局職員出席者

事務局長	菊 地 唯 一
書 記	村 上 和 史
書 記	吉 川 和 穂

○議事日程

日程 第 1 追加議案第2号 那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（市長提出）

日程 第 2 追加議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）

日程 第 3 認定第 1号～認定第 8号 那須烏山市決算の認定について
※委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 4 請願書等審査結果の報告について（議長提出）

○追加議事日程（第1号）

追加日程第 1 議長の辞職について

追加日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙について（副議長提出）

○追加議事日程（第2号）

追加日程第 3 報告第 6号 議会改革推進特別委員会委員長の報告について（議長提出）

○追加議事日程（第3号）

追加日程第 4 選挙第 2号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（青木敏久） おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開き、日程を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで報告いたします。私ごとではございますが、先ほど議長の辞表を副議長宛てに提出いたしました。

お諮りいたします。直ちに日程を変更し、議題を追加して議事を進めていただきたいと思いますのですが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、市長以下関係課長は、連絡があるまで退席をお願いいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時16分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、私の一身上に関する事件でありますから、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥のため退場いたします。

ここからは議長の職務を副議長と交代いたします。矢板副議長は議長席に移動をお願いいたします。

[6番 青木敏久 退場]

○副議長（矢板清枝） 青木議長に代わりまして議長の職務を行いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

追加議事日程を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 追加議事日程第1号、令和7年第4回那須烏山市議会9月定例会第6日。開議、令和7年9月17日水曜日。追加日程第1 議長の辞職について。追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について。副議長提出。

以上でございます。

◎追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（矢板清枝） 追加日程第1 議長の辞職についてを議題といたします。

議長の辞表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 辞表。このたび、一身上の都合により那須烏山市議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年9月17日。那須烏山市議会副議長、矢板清枝様。那須烏山市議会議長、青木敏久。以上でございます。

○副議長（矢板清枝） お諮りいたします。青木敏久議員の議長辞職を許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（矢板清枝） 異議なしと認めます。

よって、青木敏久議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、6番青木敏久議員の入場を許可いたします。

〔6番 青木敏久 入場〕

○副議長（矢板清枝） ただいまの議長の辞職については、会議に諮った結果、許可されましたので、本席より告知いたします。

6番青木敏久議員の議長退任挨拶の発言を許可します。

6番青木敏久議員。

〔6番 青木敏久 登壇〕

○6番（青木敏久） 改めまして、皆さん、こんにちは。議長の退任に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

議長在任中は、皆様には一方ならぬ御協力を賜り、また御指導、御鞭撻を賜りましたことを心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

かねてより、私は議会と執行部の関係は一步離れても二歩離れるなの信念のとおり、議会は単に追認機関ということで甘んじることなく、議事機関としての責務を全うし、政策立案能力を向上させていくことに注力してまいりました。

今後とも、市政発展のために粉骨砕身、努力を重ねていくつもりでございます。

皆様方におかれましては、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りたくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○副議長（矢板清枝） 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により議長の選挙を行うものとする。

令和7年9月17日提出。那須烏山市市議会副議長、矢板清枝。

以上でございます。

○副議長（矢板清枝） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（矢板清枝） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（矢板清枝） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に14番中山五男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました14番中山五男議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（矢板清枝） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました14番中山五男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました14番中山五男議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選された14番中山五男議員の議長就任挨拶の発言を許可します。

〔14番 中山五男 登壇〕

○議長（中山五男） それでは、御挨拶申し上げます。

ただいま、議員全員の方々の御推薦によりまして、青木議長の残任期間、議長職を務めることになりました中山五男です。

議長就任は、合併前の町議会を含めると3回目になりますが、今回は、その重責に身の引

き締まる思いを一層強くしているところであります。

今回の議長就任は私自身、全く予測もしていなかったことでありますから、川俣市長はじめ職員の方々にも、意外な人選に驚かれていますのではないかと考えております。

さて、那須烏山市では今、市長選を間近に控えまして、市民の方々にもそれに向け、熱くしています。そのような中で、議長には常に公正公平を貫くべきとの考えから、今回の市長選挙では、4名の候補予定者いずれの方へも、私個人の応援はできる限り差し控えるべきと考えております。

その選挙の後を注視をしまして、まずは議会内部から一体感をつくり出すことが、私の大きな使命と考えております。そして、市民の融和融合であります。さらに申せば、那須烏山市の大きな課題解決に向けまして、議会と執行部をつなぐシャフトの役になれるよう、最善の努力をする覚悟であります。

そう申しましても、副議長をはじめ議員の方々、川俣市長、執行部の皆様方の御理解と御協力がぜひ必要であります。どうぞ切にお願いを申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○副議長（矢板清枝） それでは、議長が決定いたしましたので、議長職を交代します。

御協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時46分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ここで報告いたします。ただいま開催いたしました議会改革推進特別委員会におきまして、私、中山五男は議会改革推進特別委員会委員長の辞表を提出いたしました。

委員会設置及び運営条例第15条の規定に基づき、委員会において許可を得ましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。現在、議会改革推進特別委員会の委員長が不在となっております。したがって、直ちに日程を変更し、議題を追加して議事を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

追加日程を事務局長に朗読させます。

○**議会事務局長（菊地唯一）** 追加議事日程第2号、令和7年第4回那須烏山市議会9月定例会第6日。開議、令和7年9月17日水曜日。追加日程第3、報告第6号、議会改革推進特別委員会委員長の報告について。議長提出。以上でございます。

◎追加日程第3 報告第6号 議会改革推進特別委員会委員長の報告について

○**議長（中山五男）** 追加日程第3 報告第6号 議会改革推進特別委員会委員長の報告についてを議題といたします。

議会改革推進特別委員会委員長の互選の結果を、事務局長に朗読させます。

○**議会事務局長（菊地唯一）** 報告第6号、特別委員会委員長の報告について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。令和7年9月17日提出、那須烏山市議会議長、中山五男。議会改革推進特別委員会委員長、相馬正典。

以上でございます。

○**議長（中山五男）** 議会改革推進委員長については、委員会設置及び運営条例第11条2項の規定に基づき、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分

○**議長（中山五男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。先ほど、南那須地区広域行政事務組合議会議員でありました青木敏久議員から、南那須地区広域行政事務組合議会議長宛てに辞表が提出されまして、南那須地区広域行政事務組合議会議員が1名欠員になっております。

したがいまして、直ちに日程を変更し、議題を追加し、議事を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（中山五男）** 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加して、議事を進めることに決定いたしました。

追加議事日程を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 追加議事日程第3号、令和7年第4回那須烏山市議会9月定例会第6日。開議、令和7年9月17日水曜日。追加日程第4、選挙第2号、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。議長提出。以上でございます。

◎追加日程第4 選挙第2号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（中山五男） 追加日程第4 選挙第2号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第2号、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。南那須地区広域行政事務組規約第6条第2項の規定に基づき、議員の選挙を行うものとする。令和7年9月17日提出。那須烏山市議会議長、中山五男。

以上でございます。

○議長（中山五男） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

南那須地区広域行政事務組合議員に、16番平塚英教議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました16番平塚英教議員を南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました16番平塚英教議員を選挙の当選人と決定いたしました。

ただいま議員に当選されました16番平塚英教議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（中山五男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第1 追加議案第2号 那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第1 追加議案第2号 那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会初日に議決いただきました那須烏山市育児休業等に関する条例の一部改正に関連するものであり、栃木県に改正の必要性について確認を行う必要があったため、時間を要したことから、追加議案として上程するものであります。

改正内容は、これまで1日につき2時間以内に限定していた育児部分休業について、年間10日相当の範囲内であれば、1日単位や数時間単位といった職員の仕事と育児の都合に合わせた柔軟な取得形態も可能となることから、技能労務職員及び企業職員が育児部分休業を取得した際の給与の減額について定めた規定について、実際の取得形態に合わせて適用できるよう、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 参考までに、1つ質問させていただきたいんですけども、こういつた中で柔軟に育児休暇とかそういったものを取れるようにという制度改正なんですけれども、実際にこれを取った場合に、申請書とかで、いついつの何時から何時までみたいなのを出すんだと思うんですけども、こういうのに連動して、タイムカードとかそういうので時間を管理さ

れていたりするんでしょうか。それともペーパーだけになるんでしょうか。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

タイムカードというものの管理はしてございません。あくまで紙の中で、どの日に何時間、部分休業を取得したかというようなもので管理をしている状況でございます。

以上となります。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 出入りとかは課長とか上司に報告して、いつ戻りましたみたいな感じになるのか、例えば庁舎の敷地内にいけばいいとか何かそういう感じになるんですかね。実際の運用上、どういうふう運用されているのか、参考までに教えてください。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 取得を希望している職員につきましては、どの日にどの時間、使うかというものを総務課のほうに申請をしてもらう。それを月ごとに最終的に一月で何時間、部分休業を取得したかというものを把握した上で、給料の調整などをさせていただいております。

以上となります。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 3回目なんですけども、実際には職員がいるか、いないかとか、そういったところまでは確認はされていないということなんです。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 部分休業を取得している職員でございますが、令和7年9月現在では、2名の方がそういった届出をされているという状況でございます。

また、令和6年度の実績につきましては、3名の職員が部分休業を申請されていたということでございます。

○議長（中山五男） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○議長（中山五男） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 育児休業関係の部分休業ということで、実際の取得形態に合わせる

というようなお話でございます。これまでは、1日2時間以内ということだったんですけども、今度は一月何時間以内というふうに改めたんでしょうかね。

もう1回、さっき市長は言っているんですが、確認をしておきたいと思います。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

議会初日のときに、那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正ということで可決をいただきましたが、部分休業につきましては現行、1日につき2時間を超えない範囲で取れますという制度がもともとございました。

それに加えて、1年につき、常勤職員にあっては10日相当となる、時間に換算しますと77時間30分、非常勤職員にあっては、勤務日1日当たりの時間数に10を乗じた時間を超えない範囲の形態が新たに追加された、そのような内容でございます。

以上となります。

○議長（中山五男） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 1日2時間以内というのは変わらないんですね。それがベースになって、1年間のトータルで、部分休業の取得に合わせた減給、減額をするというような理解でよろしいんですかね。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 部分休業が、1号部分休業というのと、2号部分休業という2つに分かれる形になりまして、先ほど申しました現行の制度の部分と、2号のところで、新たにもう少し柔軟に対応されるような制度になったということでございます。もともとあった1のところに対して、いずれかを選択してもらおうということなんですが、選択肢が増えたという内容でございます。

○議長（中山五男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 追加議案第2号 那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第2 追加議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）
について

○議長（中山五男） 日程第2 追加議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ537万8,000円増額し、補正後の予算総額を129億5,647万4,000円とするものであります。

補正予算の内容を御説明申し上げます。

第2表の債務負担行為につきましては、過日、庁舎整備に関するアンケートをめぐり、330万円の損害賠償と謝罪広告掲載を求めて市が提訴されたことに伴い、応訴に係る弁護士への委託料等の支出が、令和8年度以降にわたると見込まれるため、債務負担行為を追加するものであります。

歳出予算の総務管理費につきましては、同訴訟に係る弁護士の委託料として、着手金を計上するものであります。

歳出予算の還付金事務費につきましては、国税である法人税の減額更正に伴い、法人市民税に多額の還付金が発生したことから、償還金を増額するものであります。

歳入予算の繰越金につきましては、不足財源の補填として、前年度繰越金の計上であります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 同僚の市議のほうから、市に対して訴状が届いたということなんですけれども、それで今回、補正を組んで対応していくということなんですけれども、金額の内訳と、あとこれに至るまでの間に、この件に関してメールでとか市に寄せられた苦情というのは何件くらいあったのかなというところで、そういったところを教えてくださいたいのと、あと今回、市のほうで3人に抗議文を出す前に、事前に何で話をしなかったのかなという、そういった経緯について教えてください。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） それでは、まず金額の内訳についてでございます。

（旧）日本弁護士連合会報酬等基準というものがございまして、そちらを準用させていただいております。金額の計算としましては、経済的利益と言われている部分の5%、プラス9万円という形になりまして、今回の事件の経済的な利益と思われる部分が330万円ということで、そちらの5%プラス9万円、それに消費税という内訳でございます。

2点目の、メールの件数、苦情の件数というところでございますが、申し訳ございません、手元に資料を持ち合わせてございませんので、後ほど確認をさせていただければと思います。

もう一点が、抗議文を発出する前に話をすべきではなかったかという点でございます。こちらにつきましては、この後、訴訟についての話が控えておりますので、現段階で詳細なところは差し控えさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 金額の内訳というのは、すみません、重ねてなんですけど、これは着手金みたいなもので、今後、変更していく可能性はあるのかということがまず1点と、苦情とかそういったものを把握していなかったということで、できれば後からあった苦情に関しては教えていただきたいなと思うんですね。

もし仮に苦情が、あったという話は聞いているんですけど、相手、議員3人いるわけなんですけれども、やっぱり一気に抗議文というのは、結構やり過ぎたんじゃないのかなと個人的には感じています。一回、話をして、相手の事情を聴いた上で、それでもらちが明かないのであれば抗議文というやり方がよかったのかなと思います。

それで、抗議文をホームページに載せたということなんですけれども、そちらはルール上は問題なかったのかという、載せた理由についてお伺いしたいです。

あと、抗議文というのは、そもそも行政指導に当たるのか。そちらについて教えてください。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） こちら、まず1点目の金額について、変更の予定はあるかということなんですが、今回お支払い、予算を措置させていただいた部分につきましては、着手金という形になりますので、あくまで内容的には着手金だということで御理解いただければと思います。

それと、抗議文を発出した際のルールにのっとっていたのかというところでございますが、その後の行政指導なのかということも含めまして、この後、訴訟の対応の中でということになっておりますので、現段階では詳細なことは控えさせていただければと思います。

○議長（中山五男） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 訴訟に関することは私も聞くつもりはないんですけども、ただ庁内にはそもそもルールがあると思うんですね。それに関しては、今回のこういうやり方というのはどうだったのか伺いたいんですが。

○議長（中山五男） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 手続上は、特に問題がなかったものと感じております。

以上となります。

○議長（中山五男） ほかに質疑ありませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 先ほど還付金の報告がありましたが、これは会社的には何社ぐらいの合計なんですか。509万7,000円は、事務費を含めての還付金なんですが、お願いします。

○議長（中山五男） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 今回の補正につきましては、1事業者に対しての補正となっております。

○議長（中山五男） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 追加議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第3 認定第1号～認定第8号 那須烏山市決算の認定について

○議長（中山五男） 日程第3 認定第1号 令和6年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定についてまで、決算認定8議案を議題といたします。

本件は、去る9月8日の本会議において、それぞれ所管する常任委員会に審査を付託しております。

各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、認定第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号の所管事項について、総務企画常任委員会委員長、興野一美議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、興野一美議員。

〔総務企画常任委員会委員長 興野一美 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（興野一美） それでは、総務企画常任委員会の決算審査結果報告を行います。

令和7年9月2日の本会議において提案され、同月8日に本委員会に付託された、総合政策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の令和6年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月9日及び10日の2日間にわたり、第一委員会室において、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、審査を行いました。総務企画常任委員会の委員定数5名中1名が欠席でありましたが、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例に基づく定足数を満たし、慎重に審査を行ったものであります。その結果、出席した4名の全会一致により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

総合政策課。

限られた行政資源を有効に活用するためには、常に投資対効果を意識した業務遂行が不可欠である。全ての業務に明確な目標を設定し、その達成に向けて計画的かつ効率的に取り組むことが求められることから、成果を可視化し、庁内で共有する仕組みの行政運営を徹底されたい。

業務系・情報系システムの管理運営には、多額の費用が投じられていることから、その導入目的に沿った適正な運用が正確に行われているかを定期的に検証し、費用対効果の一層の向上を図ることが求められる。併せて、各システムの必要性や機能性について精査し、効率的かつ持続可能な運用に努められたい。

広報については、新聞購読者の減少や自治会加入率の低下といった社会的背景を踏まえ、お知らせ版等の紙媒体とLINE等のデジタル媒体等の双方を適切に活用することが重要である。両者の特性を生かしながら、幅広い世代に確実に情報を届け、効果的かつ分かりやすい広報の実現に一層努められたい。

まちづくり課。

ふるさと納税の寄附拡大に向けては、魅力的な返礼品の新規開拓・開発が急務である。特に、米をはじめとする地域資源を活用した特色ある返礼品の充実に、スピード感を持って取り組むことが求められるため、他自治体との差別化を図り、寄附者に選ばれる制度となるよう、一層努められたい。

JR烏山線の利用向上に向けた様々な取組については、評価する。沿線地域と一体となった取組が不可欠であることから、近隣自治体との協力・連携を一層強化し、観光や通勤・通学をはじめとする多様な需要の創出につながる施策を計画的に展開されたい。

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助は、家庭での温室効果ガス削減に資する有益な制度であるが、市民の認知度は十分とは言えない。積極的な周知により知名度を高め、より多くの市民に活用されるよう取り組むとともに、事業の継続的推進を図られたい。

総務課。

近年、自治会加入率の低下が進み、地域コミュニティーの希薄化につながるものが懸念される。自治会が担う役割は、住民生活の基盤を支えるものであり、その重要性について、市民への周知を一層図る必要がある。併せて、住民が活動に参加しやすい環境整備や仕組みづくりを進め、地域社会のつながりの維持・強化に努められたい。

庁舎内における文書管理の統一は、業務の効率化や情報の的確かつ円滑な共有を実現する上で不可欠である。組織としての信頼性や説明責任を確保する観点からも、共通のルールに基づいた文書の整理・保存を徹底することが重要である。併せて、職員に対する研修を充実させる

とともに、定期的な点検体制を強化し、全庁的に適切な文書管理の実践を推進されたい。

税務課。

大口滞納に対するこれまでの着実な取組については、評価する。今後も、引き続き丁寧かつ的確な納税交渉を通じて、早期解決を図り、収納率の一層の向上に努められたい。併せて、大口に限らず、全般的な滞納事案にも的確に対応し、税負担の公平性を確保するとともに、市民の納税意識の向上につなげられたい。

会計課。

基金の運用に当たっては、安全性と収益性のバランスを保ちつつ、より一層、効率的な運用に取り組まれたい。特に今後、策定する公金運用計画においては、運用目的、運用方法、リスクと収益性等を明確にした上で計画を策定し、着実な運用に努められたい。

以上、総務企画常任委員会の報告といたします。

○議長（中山五男） 次に、認定第1号から認定第5号までの所管事項について、文教福祉常任委員会委員長、荒井浩二議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、荒井浩二議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 荒井浩二 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（荒井浩二） 文教福祉常任委員会委員長の荒井浩二です。決算審査結果の報告を申し上げます。

令和7年9月2日の本会議において提案され、同日8日に本委員会に付託された、市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課及び生涯学習課の令和6年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月9日及び10日の2日間にわたり、南那須庁舎第二委員会室において、文教福祉常任委員会の委員5名と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。その結果、一部反対意見はあったものの、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

市民課。

熊田診療所については、令和6年度に運営体制が変更となり、地域住民との新たな信頼関係が形成されつつある。今後も、安定的な地域医療の提供に努め、地域の現状や経営状況に応じた運営方針を検討されたい。

かかりつけ医との診療情報連携事業は、本市、医師、患者本人との連携が取れた事業であり、病気の早期発見や重症化防止への効果が期待できる。マイナンバー保険証により共有される薬の服用状況を活用することによって、より効果的に事業を実施し、健康保持・増進に向け、人間ドック受診率向上を図られたい。

健康福祉課。

重層的支援体制整備事業は、市民の多様化した支援ニーズに対応し、継続的な伴走支援を行ってきた。今後は、さらに多くの課題が出てくることを予測して、適切な支援体制を展開されたい。

健康マイレージ事業については、高齢者と小中学生の参加者が大幅に増加したことを評価する。引き続き周知活動に努め、中間層年齢を中心に、幅広い世代の健診受診率向上と健康づくりの動機づけを図られたい。

こども課。

令和6年度に開設したこども家庭センターについて、本市では、関係課が共に連携を取りながら、かねてより継続的な支援を行っていることを評価する。今後も、改善を加えながら、利用者に寄り添った切れ目ない支援に努められたい。

若者交流事業について、事業の目的とこれまでの実績を踏まえて、事務分掌を再検討し、若年層に向けた補助制度等の周知に、より一層努められたい。

学校教育課。

令和6年度をもって終了となった中学生部活動サポート事業や、スーパーティーチャー育成事業については、これまでの実績で得られた成果が、部活動の地域移行や教員の学習指導向上等推進事業に十分生かされることを期待したい。

有用な人材の育成及び教育の機会均等に資することを目的とした奨学資金制度については、奨学基金の状況に応じて、給付の資格要件の見直しを検討されたい。

スクールバスの運用に関しては、車両の老朽化等により、更新と運行状況の検討が迫られている。将来的な学校再編も視野に入れ、運行ルートをはじめとした効率的な運行方法の調査研究に努められたい。

最後に、生涯学習課。

電子図書館について、市内小中学校との連携により、利用登録者が増加していることは大いに評価する。読書率向上に寄与している取組であることから、さらなる登録者拡大と利用者数増加に向けて、引き続き努力されたい。

ジオパーク構想推進事業については、那須烏山ジオパーク構想推進プラン2023-2025に従い事業を進めるとともに、自然、風土、文化財等の地域遺産を、より本市に適した形で地域振興や郷土愛醸成に生かせるよう、独自の新たな事業形態を検討されたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（中山五男） 次に、認定第1号、認定第7号及び認定第8号の所管事項について、経済建設常任委員会委員長、福田長弘議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、福田長弘議員。

〔経済建設常任委員会委員長 福田長弘 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（福田長弘） それでは、経済建設常任委員会の決算審査結果報告を行います。

令和7年9月2日の本会議において提案され、同月8日に本委員会に付託された、農政課、商工観光課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の令和6年度的那須烏山市の一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算について、9月9日及び10日の2日間にわたり、議員控室において、経済建設常任委員会の委員5名全員と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。その結果、一部反対意見はあったものの、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

農政課。

なすからブランド認証品について、中山かぼちゃなどに加えて、新たな農産品のブランド認証に向けて、商工観光課と十分に連携をし、さらなる地域ブランド力の向上や魅力発信に努められたい。

森林の整備について、SDGsの観点からも、その機能が十分に発揮できる整備は、本市の行政としての役割である。有効な財源である元気な森づくり県民税と森林環境譲与税を十分に活用できるよう、知恵を出し合い、積極的に行政と市民が一体的に取り組みする体制づくりを構築し、事業展開されるよう努められたい。

商工観光課。

デジタル技術を活用した観光振興について、烏山城跡のデジタル復元による城下町魅力発信事業により整備した動画などの観光コンテンツの有効活用に積極的に取り組み、観光客の誘客に努められたい。

なすからブランド認証品について、新たな認証品の展開を図るため、各課と連携を図りつつ、将来的に新たな農産品のブランド認証に向けて農政課と十分に連携し、さらなる市の知名度向上及び産業振興に努められたい。

都市建設課。

市道等の維持管理について、住民からの要望等への迅速な対応には謝意を表す。今後、高齢化により自治会等による市道等の除草作業も難しいことが予想されることから、関係課と連携し、市民生活の利便性及び安全性の向上を図るため、道路環境の適正な維持管理の見直し等を検討されたい。

防災集団移転促進事業について、事業の対象となる市民に寄り添った丁寧な対応と、引き続

き着実な事業計画の推進に努められ、国土交通大臣の同意を受けた後において、スピード感を持って迅速な事業展開が図れるよう努められたい。

上下水道課。

独立採算制の原則に沿った経営と適切な資金管理について、有効な栃木県債の購入等の取組は評価する。今後も、有効かつ適正な取組に努められたい。

漏水対策について、衛星技術を活用した漏水調査を行った結果を踏まえ、その原因を究明するとともに、必要な修繕に関し計画的に実施し、有収率の向上に努められたい。

水洗化率について、烏山中央処理区は、ほかの地域と比べて極めて低い状況にある。戸別訪問による新規加入者の獲得はもとより、あらゆる方法を検討し、社会情勢に合った事業展開及び事業効果を図るためにも、下水道事業区域を見直すことも視野に、水洗化率向上に努められたい。

以上をもって、経済建設常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（中山五男） 以上で各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第8号までについて、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） 16番平塚英教でございます。ただいま上程されております令和6年度決算の認定第1号から第8号までの8議案のうち、認定第1号 令和6年度那須烏山市一般会計、認定第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計、認定第4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計、認定第5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計の4議案につきましては、公正で民主的な市民が主人公の市政を目指す立場から、市民のために行政のさらなる努力と改善を期待いたしまして、反対討論を申し上げます。

令和6年度の市の一般会計決算は、歳入で145億5,921万9,346円で、歳出は137億8,355万8,533円であります。

歳入の面では、収入未済額が2億9,210万7,070円あり、調定額の1.96%に達し

ております。特に、市税関係、固定資産税につきましては、1億9,224万2,395円でありまして、不納欠損額は1,263万6,860円であり、固定資産税が不納欠損額の92.35%を占めております。市税の固定資産税の大口滞納整理をはじめ、税金の収納対策は評価はいたしますが、さらなる努力を期待するものであります。

地域経済は、物価高騰や景気低迷の中で、税収が伸びない下で、行政に当たりましては、単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で、行財政執行に必要な補助金・交付金を国に強く求めていただきたい。

首都圏への大動脈である本市の公共交通の要、JR烏山線は、乗降客・利用客をいかに増やすか、具体的な乗車運動を本格的に展開すべきであります。市執行部を先頭に、まず烏山線に乗って利用向上を図っていただきたい。

本市が事業主体となって進めております防災集団移転促進事業につきましては、総体事業費がどれだけかかるのか、また、本市の直接負担がどれだけかかるのか、その必要財源の見通しも、いまだ明らかになっておりません。改めて、防災集団移転促進事業の総体事業費の見通しと、本市の直接負担経費を明らかにしていただきたいと思っております。

令和6年度から5年間のまちづくりの指針となる第3次総合計画の2年目でありました。この計画は、目指す将来像として、地域の魅力と活力にあふれる暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、市民と共に全員参加・協働のまちづくり、持続可能な財政運営、広域的自治体間連携強化、この3本の柱を意識して、各種施策に取り組んできたものであります。しかしながら、本市は消滅可能性都市として挙げられておりまして、この課題に対する危機感が明確ではありません。企画力・実践力が市民に伝わっておりません。本市がこれからどのように進んでいくのか、本市の行政の総力を挙げた、オール那須烏山市体制で市民の知恵と力を結集して、将来の那須烏山市のあるべき姿を示し、未来ある那須烏山市づくりを進めるよう求めます。本市の地方創生の本気度を期待するものであります。

本市の合併特例債発行は、令和6年度末までに95億1,300万円となっており、今後、発行可能残高は11億5,550万円となっております。さらに、令和6年度から合併算定が一本化となっており、平成28年度と比較しますと、5億円も地方交付税が減額となっております。このような財政状況の下で、本市の大規模事業として、集中と選択、優先順位を明確にして取り組む必要があります。将来の本市の借金と禍根を残さないために努力を期待するものであります。

市民に対して、情報公開を徹底し、行政責任、行政のリーダーシップを発揮して、本市の将来を見据えた方針を立てて、文字どおり市民の知恵と協働のまちづくりを進めるよう、期待するものであります。

特に、本庁舎整備につきましては、主役である市民の意向調査は欠かせません。市総合計画策定の際にも2,000世帯、防災無線の意向調査でも3,000世帯へのアンケートを実施しております。全市民に関わる、将来に関わる本庁舎整備につきましても、全世帯アンケートを実施するよう、改めて求めるものであります。

歳出の面におきましては、これまで実施されてまいりました18歳までの子供の医療費の無料化、小中学生の給食費の一律2,000円補助、通学生の定期代・バス代の助成、これに加えて、令和6年度は新規事業として、帯状疱疹やおたふく風邪の予防接種の助成、乳児1か月健診、先天性股関節脱臼検査の助成など、評価できる事業を展開されたところでありますが、厳しい財政状況の下で、各事業に取り組んでいるわけであります。

定住促進は、その前提となる若者の雇用拡大が必要であり、全市を挙げて産業振興に取り組まれ、地元企業と一体となって取り組んでいただきたいと思います。特に、定住促進や空き家対策の推進につきましては、条例を制定して、受入れ体制を整えていただきたいと思います。

定住促進事業を進める前提として、限りない本市への交流人口の増加を図る取組が必要であります。その拠点施設として、他の自治体でも既に実施されております道の駅の整備は欠かせません。実現するための調査研究を、改めて求めるものであります。

さらに、各種会計への拠出金につきましても、高くて払えない国民健康保険税軽減のために、一般会計から繰入れ、また後期高齢者医療保険、介護保険につきましても、一般会計からの繰入れを求めるものであります。さらに国・県へのさらなる助成を強く求めていただきたいと思います。

依然として行財政運営が厳しさを増す中で、財政執行に当たっては、無駄をなくし効率的な財政執行を図るよう、まちづくりにつきましては、住民が主人公、市民の願いと要求に応えるまちづくりを進めていただきたいと思います。

財界主導の構造改革が久しく行われ、社会保障が削られ、労働法制の改悪など、ますます都市と地域の格差が広がっております。そして、法人税を減税する一方で、社会保障の財源と言いながら、消費税10%増税を実施しているところであります。消費税は、低所得者ほど負担の重い不公平税制であり、物価の高騰の中にあって、国民生活も日本経済も大変な状況にあります。消費税は当面5%に減らし、将来はなくすべきと考えるものであります。このような中で、本市の市民生活と商工業を守る対策を強めていただきたいと思います。

農業分野でも、地域農業の存亡の危機にあり、小規模農業を切り捨てるような国の農政を改めるよう、求めていただきたいと思います。

本市独自の農政あるいは営農集団が育成され、中山間地農業を守り、所得補償と価格補償、生産者の経営が成り立つ、後継者の育つ農業行政を期待するものであります。

また、各種団体への補助金交付につきましても、活動実態の見えないものもあり、改善を求

めます。

行財政改革は、歳入を増やし、歳出をカットして、住民サービスの向上のために行うのが真の行政改革であります。

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合は、あくまで市民本位に進めるべきであり、実際に地域住民に使われている必要な公共施設を、一方的な行政の統廃合で進めるやり方には反対であります。

税収不足の折、不況で苦しんでいる、大変な思いをされている市民生活を思い、市当局も議会も襟を正し、市民の負託に応えるよう、改めて求めるものであります。

行財政運営執行に当たりましては、住民こそ主人公の立場で、お役所仕事、マンネリ化を打破して、無駄のない、市民に信頼される行財政執行を求めて、一般会計への反対討論といたします。

次に、認定第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険会計につきましては、日本国憲法と社会保障の一環として、市民の命と健康を守る立場から、国保事業を充実させる立場で反対討論を行います。

平成30年度から国民健康保険が、運営主体が市町村から県に移行され、県が示した標準保険税に基づき、本市の税率はやや下がったわけではありますが、医療給付に対する国庫負担の大幅な削減、度重なる国の医療改悪の下で、不況やリストラ、所得を減らしている市民・納税者が堪え切れず、徴収が大変な状態になっております。

こういう中で、令和6年度の国民健康保険税の収入未済額は3,045万3,185円となっており、抜本的な解決を求めます。

本市の滞納者は、令和6年度末で189世帯、資格証明の発行は12世帯になっているところであります。命に関わる国保事業、保険証は資格証ではなく、全世帯に保険証交付をお願いするものであります。憲法に基づく社会保障、皆保険としての低所得を中心とした保険事業でありますから、資格証の発行による保険証取上げはやめていただきたいと思っております。

令和7年度が、これがマイナ保険証で大分、変わったという話ですが、本来の国保事業に建て直す立場から、第1に、国保事業については国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率を元に戻させる必要があります。

第2に、国保事業は命に関わる最も重要な福祉事業でありますから、一般会計からの繰入れを図り、納税者の負担軽減に努めていただきたいと思っております。

第3に、医療疾病予防強化を図り、早期発見・早期治療に積極的に取組を求めるものであります。

第4に、国の制度改悪に反対し、国の責任を明確にして、真の社会保障、国保事業に取り組

む立場から、市民本位の国保事業に取り組まれるよう求めるものであります。

保険証を廃止して、マイナンバーカード一本化の強制執行は、様々な問題が解決されておらず、皆保険をも危うくするものであり、この問題についても指摘をしておきます。

次に、認定第4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療保険特別会計につきましても、高齢者の命と健康が安心して補償される保険事業として見直す立場から、反対討論を行います。

度重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と、病院での高齢者締め出し、重病化が深刻な社会問題となっております。

後期高齢者医療保険は、原則として、医療費は1割本人負担であります。75歳以上の高齢者の医療費窓口負担が2割となり、さらに現役並みの所得の方は3割負担に引き上げられているところであります。

本決算におきましても、高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療保険制度を改め、高齢者を含め、国民の命と健康を守る医療制度を、改めて求めるものであります。さらに、後期高齢者の広域連合にため込まれている財政調整基金や保険給付等を、支払準備金を取り崩して、均等割・所得割の引下げを求めていると思っております。

第2に、予防医療の充実・強化、特に訪問診療充実に努めていただきたいと思っております。

第3に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる、福祉のまちづくりを進めていただきたいと思っております。

第4に、国の老人いじめの改悪や制度の改悪に反対し、必要な財政措置を国に強く求めていただきたい。

収入未済額が135万8,067円ありまして、この解決も求めます。

最後に、認定第5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計決算につきましても、高齢者に十分な対応が図られ、実態に即した介護保険制度に改善を求める立場で、反対討論を行います。

発足当時から、介護保険の問題として、介護認定を受けた方が、介護サービスの負担が重いために、必要な介護サービスを辞退するケースがあります。また、介護保険の保険料の値上げ、高齢者、低所得者にとって依然として負担の重い制度となっており、3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護基本報酬が引下げとなっており、小規模事業者が倒産するなどの問題も発生しております。全国で怒りと不安が広がっております。訪問介護基本報酬の引下げを撤回するよう、国に求めていただきたいと思っております。

政府は、さらに保険給付抑制のために、利用料の2割負担の対象拡大、介護度1・2の給付を外し、またケアプランの有料化を狙っております。このような改悪に強く反対し、国の社会

保障の一環として、介護保険制度をしっかりと守るように求めていただきたい。

本市は、高齢化の進む中で、高齢者が安心して暮らせる医療・介護・福祉・住まい・生活支援サービスを総合的に進める地域包括支援システムの確立を早急に進めながら、必要な医療・介護・高齢者福祉が推進されますよう、全力を挙げて取り組んでいただきたい。

介護保険制度が度重なる改悪の下で、本市においても介護保険事業を強める立場から、介護サービスの基盤の整備を図り、施設入所待ちのないように、介護認定を受けた方が必要な介護サービスが受けられるよう、保険あって介護なしと言われないように、改めて介護保険制度の充実・強化を求めるものであります。

介護保険につきましても、収入未済額が165万6,116円ありまして、解決を求めます。

新型コロナウイルスは、2類から5類には移行されておりますが、ここに来てやや感染が拡大傾向にあります。改めて、新型コロナ感染症対策を求めるものであります。

今後、財政につきましても、引き続き地方の景気低迷の中、税収不足により、市民が主人公の立場に立って、無理・無駄のない財政再建の道を進むよう、国の制度改悪から地方自治と市民生活を守ることを改めて求めます。

市民に安心安全な災害に強いまちづくりをつくっていくよう、期待いたします。

市長をはじめ市執行部の行政改革・意識改革を強く求めまして、反対討論のまとめといたします。

○議長（中山五男） 次に賛成討論の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 私は、認定第1号 令和6年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定についての8議案全てを認定すべきとの立場から、賛成討論を行います。

令和6年度の一般会計歳入総額は145億5,921万円余で、歳出総額は137億8,355万円余と、いずれも前年度比増額でありました。実質支出額は7億5,239万円余で、決算処分として財政調整基金に2億円、減債基金に8,000万円、庁舎整備基金に1億円、計3億8,000万円の積立てを行っております。

また、特別会計の5会計におきましても、歳入総額65億2,909万円余、歳出総額63億2,949万円余と、前年度と比較しまして、歳入歳出ともマイナスとなりました。

次に、公営企業会計であります。水道事業会計につきましても、事業収益5億6,962万円余、事業費5億3,066万円余であり、純利益は3,896万円余であり、昨年度と比較すると、4,427万円余減少しております。

次に、下水道事業会計であります。事業収益3億9,897万円余、事業費用3億5,717万円余であり、純利益は4,180万円余となりました。

この結果、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は88.4%と、前年度より2.4ポイント改善しております。

健全化判断比率に関しましても、4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率については該当なく、実質公債費比率は7.2%であり、令和6年度の予算執行は、おおむね適切に履行されたものと、良好な状態と言えるものであります。

歳入に関して注目してみますと、普通交付税については、前年比で2.9%、1億2,210万円余を上回りましたが、自主財源の柱である市税収入におきましては、前年度と比較し2.6%、8,745万円余が下回りましたが、これは国の総合経済対策における個人住民税の定額減税及び固定資産税の償却資産の減価償却により、徴収額の減少があったことが要因であります。税の収納対策は、職員の皆さんの御苦勞も多いことと存じますが、今後も御活躍を祈念しております。

さて、令和6年度は、那須烏山市第3次総合計画の2年目となり、歳入におきましては、収税対策はもちろんのこと、ふるさと納税の推進や、債券購入による基金運用、財源確保に努められており、歳出におきましては、書かない窓口の導入、なすからこども園の整備、なすから赤ちゃん応援事業、防災集団移転促進事業や、物価高騰対策対応地方創生臨時交付金を活用したプレミアム商品券等発行事業、学校給食への助成事業の実施など、市執行部におかれましては、様々な有利な財源等を活用し、市民目線で事業に取り組まれました。

本市の懸案事項である防災集団移転促進事業や新庁舎整備など、今後も多くの事業が山積しておりますが、市執行部におかれましては、市民が主役のまち那須烏山市の実現に向け、邁進されることを祈念しております。

これらの決算につきましては、私たち議員が全会一致で選任いたしました監査委員に審査いただき、また、本会議において全ての議員から総括質疑の後、所管の常任委員会に付託され、各担当課から詳細な聞き取りの上、慎重に審査してきたところであります。その結果は、ただいま各常任委員長から報告のありましたとおり、全ての会計において認定すべきものと考えます。

最後になりますが、ただいま各常任委員会委員長の報告に付されました意見を、執行部におかれましては真摯に受け止めていただき、速やかに対応していただきますようお願いいたします。私の賛成討論といたします。

○議長（中山五男） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。認定第1号 令和6年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五男） 起立多数と認めます。よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五男） 起立多数と認めます。よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五男） 起立多数と認めます。よって、認定第4号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五男） 起立多数と認めます。よって、認定第5号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和6年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、認定第6号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和6年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり

認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第4 請願書等審査結果の報告について

○議長（中山五男） 日程第4 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

常任委員会の審査の経過と結果について、文教福祉常任委員会委員長、荒井浩二議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、荒井浩二議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 荒井浩二 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（荒井浩二） 文教福祉常任委員会に提出された請願書等の審査結果について、御報告申し上げます。

去る2月25日の本会議において当委員会に付託され、継続審査としておりました陳情書第3号 県立烏山高等学校に公営塾の設置を求める陳情については、9月10日付で陳情者より取下げの申出があり、同日、委員全員出席の下、第二委員会室において、全会一致で取下げを承認することで決定いたしました。

続きまして、9月2日の本会議において当委員会に付託されました陳情書第7号 敬老会等検討委員会設置及び運営要領及び敬老会交付金については、9月9日及び10日の2日間に、委員全員出席の下、第二委員会室において、陳情者及び市所管課の説明を受け、慎重に審査を行った結果、さらに慎重な審議が必要であるとの結論に達し、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（中山五男） 次に、経済建設常任委員会委員長、福田長弘議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、福田長弘議員。

〔経済建設常任委員会委員長 福田長弘 登壇〕

○**経済建設常任委員会委員長（福田長弘）** それでは、経済建設常任委員会の報告を行います。

去る9月2日の本会議において当経済建設常任委員会に付託されました陳情書第6号 那須烏山市城東沢の河川改修についての審査の経過とその結果について、御報告申し上げます。

9月10日に、委員全員出席の下、城東地内の現地に赴き、城東自治会の代表者から説明を受け、都市建設課及び農政課の職員と調査をいたしました。

これを踏まえ、その後、議員控室において慎重に審査を行った結果、当該箇所の所有者や、当該地区を含む市内の雨水対策等を研究する必要があるとの意見により、全会一致により継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○**議長（中山五男）** 以上で常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（中山五男）** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（中山五男）** 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより、常任委員会委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（中山五男）** 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（中山五男）** 討論がないので、これで討論を終結いたします。

ただいま文教福祉常任委員会委員長から報告がありました、文教福祉常任委員会において継続審査となっておりました陳情書第3号 県立烏山高等学校に公営塾の設置を求める陳情については、陳情者が令和7年9月10日付で議長宛て陳情の取下げ願の提出があり、同日に開催された文教福祉常任委員会において、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、その取下げについて全会一致で同意されました。

お諮りいたします。陳情書第3号 県立烏山高等学校の公営塾の設置を求める陳情についての取下げについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（中山五男）** 異議なしと認めます。よって、陳情書第3号 県立烏山高等学校に公

営塾の設置を求める陳情についての取下げにつきましては、これに同意することに決定いたしました。

採決いたします。日程第4 請願書等審査結果の報告についてのうち、文教福祉常任委員会委員長から審査報告があった、陳情書第7号 敬老会等検討委員会設置及び運営要領及び敬老会交付金について、報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、陳情書第7号については、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、日程第4 請願書等審査結果報告についてのうち、経済建設常任委員長から審査報告のあった、陳情書第6号 那須烏山市城東沢の河川改修について、報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、陳情書第6号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（中山五男） 以上で、9月2日から本日までの16日間にわたりました本定例会の日程は全部終了いたしました。

各位の御協力、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年第4回那須烏山市議会9月定例会を閉会いたします。大変、御苦労さまでした。

[午後 0時22分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年11月21日

前 議 長 青 木 敏 久

議 長 中 山 五 男

副 議 長 矢 板 清 枝

署 名 議 員 相 馬 正 典

署 名 議 員 田 島 信 二